

## 第 28 回地域の学術文化振興助成申込要項

### 1. 趣 旨

本事業は、地域の学術文化の振興を図るため、大幸財団学術振興助成規程の定めるところにより、愛知県内にある文化団体が、県内において学術・学芸・文化講演会等を開催する場合に助成することを目的とします。

### 2. 助成期間

- (1) 平成 30 年 4 月 1 日から、平成 31 年 3 月 31 日までに開催する行事です。
- (2) 助成期間を前期と後期に区分します。前期は、平成 30 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで、後期は平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに開催予定のものとしします。

### 3. 助成額

開催する行事の規模内容を考慮し、1 件当たり 30 万円以内とします。

### 4. 応募条件

- (1) 県内の文化団体を対象とします。
- (2) 開催場所は愛知県内に限ります。

### 5. 助成対象となる経費等

- (1) 申込書の予算内容欄には、当財団分のみでなく総額について、記入してください。
- (2) 他機関からの助成予定額と、負担額を区分して記載し、差し引きして当財団への申請額を記入してください。
- (3) 飲食費は対象としません。

### 6. 応募方法

- (1) 申込者は財団所定の書類を提出してください。(別紙様式 1)
- (2) 併せて開催行事の資料(プログラム等)を、添付してください。
- (3) 申込時、内容について未定事項のある場合はその旨付記してください。
- (4) 申込書は、和文でワープロ文字にて記入してください。

### 7. 提出期限

申込期間は、前期は平成 30 年 2 月 1 日から同年 2 月 28 日まで、後期は平成 30 年 8 月 1 日から同年 8 月 31 日までとします。

8. 選考結果の通知及び助成金の給付

- (1) 選考委員会を前期は平成 30 年 4 月中旬、後期は平成 30 年 10 月中旬に開き、選考結果を通知します。
- (2) 給付は、財団所定の報告書の受理により、指定される金融機関口座に送金します。

9. 報告書の提出

- (1) 開催責任者は、行事終了後 3 ヶ月以内に財団所定の報告書を提出してください。

10. 付記事項

申込書類は、原則として返却しません。